

## 令和8年度和歌山県ホームページバナー広告掲載募集要項

### 1 趣 旨

この要項は、和歌山県広報課が管理する和歌山県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載するバナー広告を募集するにあたり、必要な事項を定める。

### 2 広告の概要

- (1) 種類：バナー広告（広告主の指定する Web ページにリンクする広告画像）
- (2) 位置：県ホームページの中央下部
- (3) 枠数：15枠
- (4) 金額：1枠あたり月額30,000円（税込）

### 3 広告の規格

バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル・横150ピクセルの大きさ
- (2) GIF（アニメーション不可）又はJPEGのファイル形式
- (3) データ容量50KB以下
- (4) 文字色と背景色との差（コントラスト・明度等）を十分に取り、読みやすくすること
- (5) 閲覧者の意思に反する動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのある表現は避けること
- (6) 県の事業と錯誤を防ぐため、類似の色調及び字体は避けること

### 4 掲載可能な広告

掲載可能な広告及び広告主等は、和歌山県広告事業要綱、和歌山県広告事業掲載基準及び和歌山県ホームページバナー広告掲載要領（以下「要領」という。）の規定によるものとする。

### 5 申込方法

#### (1) 申込方法

広告の掲載を希望される方は、要領第5に規定する和歌山県ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）及び申込書に記載の添付書類を、広報課県民情報班まで提出すること。ただし、令和7年度から継続して掲載を希望する場合は、添付書類の一部又は全部の提出を省略することができるものとする。

#### (2) 広告主の決定方法

要領第6に基づき、広告主を決定する。

広告主が決定したときは、広告掲載希望者に結果を通知する。

### 6 募集及び掲載期間

広告掲載の開始を希望する月の前々月の初日から末日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く。）受け付ける。掲載できる期間は、令

和8年5月から令和9年4月までのうち1か月単位とする。ただし、令和8年5月からの掲載分については、令和8年4月10日まで受け付けるものとする。

#### 7 契約

広告の掲載が決定した広告掲載者は、請書を広報課県民情報班まで提出するものとする。

#### 8 広告原稿の入稿

広告原稿は、あらかじめ県広報課と協議のうえ、広告掲載日から起算して10日前までに電子データを広報課県民情報班へ納品すること。

#### 9 広告掲載料の納入

県が発行する納入通知書により、広告掲載を開始する日の前日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く。）に納入すること。

#### 10 申込の取消

和歌山県ホームページバナー広告掲載申込書提出後に虚偽の記載が判明した場合等には、決定を取り消すことがある。

#### 11 問合せ・申込先

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県知事室広報課

電 話 073-441-2034

F A X 073-423-9500